愛媛県ナガエツルノゲイトウ防除実施計画

目　　次

1　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3　防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
4　防除を行う期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
5　防除の一部を行う市町名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
6　本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）分布等状況
（２）被害状況
7　防除の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）未侵入段階「普及啓発と侵入の監視」
（２）侵入初期段階「早期発見と迅速な完全排除」
（３）定着・拡大段階「総合的な防除」
8　特定外来生物の防除の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）調査と普及啓発
（２）防除と防除した個体の処分
（３）モニタリング
（４）地域住民への周知
（５）関係法令の遵守

1 目的

ナガエツルノゲイトウ(*Alternanthera philoxeroides* (Mart.) Griseb.)は、南米原産のヒユ科の多年生草本であり、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国など世界 30 か国以上に定着して水田や水路の強害雑草として問題になっている。本種は有節の切断茎や根からの栄養繁殖で増殖し、再生・増殖能力は極めて高く、2cm の茎断片や、1cm の根断片も繁殖体となり得る。日本国内では 1989 年（平成元年）に兵庫県尼崎市の水田で初めて確認され，これまでに茨城県以西の各地で分布が確認されている。

愛媛県内では、令和 5 年 12 月に今治市猿子川、令和 6 年 1 月に西条市新川で県内初確認されたことから、現状の発生状況を明らかにすることを目的に現地調査を実施した。確認河川におけるナガエツルノゲイトウは，現状規模の増減サイクルを数年以上維持している可能性があり．水量が多く流速の緩やかな河川よりも両河川では群落規模が比較的小さく維持される可能性が高い。しかしながら、河川管理の一環で実施される一般的な浚渫工事等がナガエツルノゲイトウ発生河川で実施される場合、再生能力を有する茎や根が作業表土に含まれる可能性がある。また、除草管理においても刈草には同様のリスクを伴う。こういった非意図的な移動分散を可能な限り抑制する対策が必要である。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（以下「外来生物法」という。）に基づき、愛媛県内におけるナガエツルノゲイトウの防除目標とその他必要な事項を定めることにより、県、市町、河川管理者、農林水産業者、関係団体及び県民等が本種に対する共通の理解を深め、情報の共有を図り、それぞれの役割を担うことで、効果的かつ継続的な防除体制の確保を図ることを目的とする。また、各地域で本種の生育が確認された場合は、本計画書に基づき生態系又は農林水産業等への被害を防止するため、速やかかつ適切な防除に取り組むものとする。

なお、本計画は、本種の生育確認後に県内の市町、民間団体等が独自に防除実施計画を策定し、国の確認・認定を受けることを妨げるものではない。

2 特定外来生物の種類

ナガエツルノゲイトウ（*Alternanthera philoxeroides*）

3 防除を行う区域

愛媛県全域

4 防除を行う期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日

5 防除の一部を行う市町村名

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町（県内全市町）

6 本県の現状

（1）分布等状況

令和 6 年１２月現在、今治市と西条市でそれぞれ 19 群落、47 群落が確認された。環境調査会社と植物研究者から、本種にかかる情報提供を受けて令和５年１２月以降、愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センターが、現地で分布状況を調査した結果、今治市猿子川流域、西条市新川流域で定着が確認された。

また、令和６年７月に西条市新川流域の農耕地（畦畔、休耕田）においても本種が確認され、周辺地域への分布拡大が懸念されている。

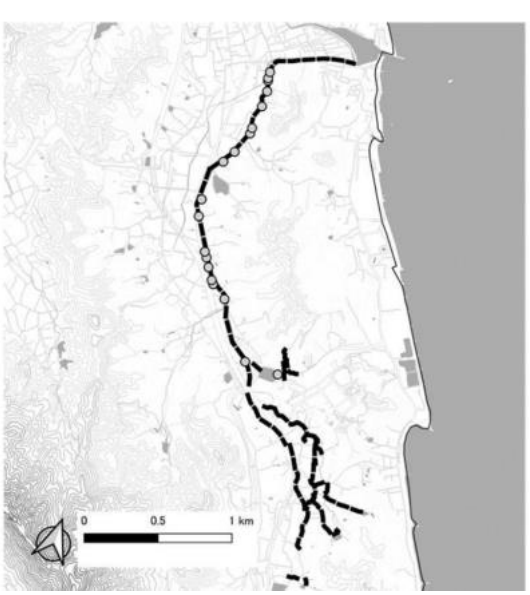

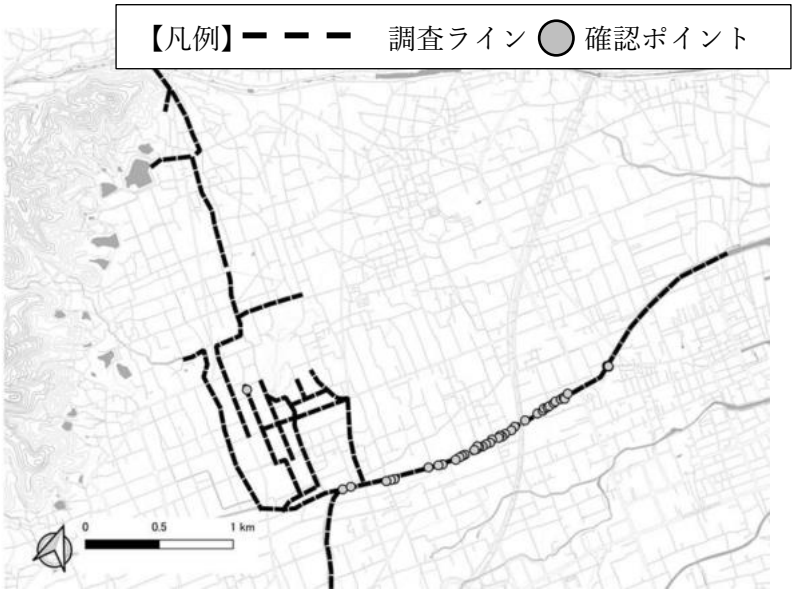

図１ナガエツルノゲイトウ確認地点（今治市猿子川）　図２ナガエツルノゲイトウ確認地点（西条市新川）

（2）被害状況

県内では被害が確認されていない。

7 防除の目標

（1）未侵入段階「普及啓発と侵入の監視」

他都府県での発生状況や対策について情報収集を行うとともに、県内への侵入状況について環境アセスメント等の調査結果や、地元研究者からの情報提供に基づき監視

を行う。

（２）侵入初期段階「早期発見と迅速な完全排除」

侵入初期段階であれば完全排除も可能なことから、市町、民間団体等と連携し、引き抜きを行う。

（３）定着・拡大段階「総合的な防除」

河川に設置された堰やゲートに本種が過剰に集積することで生じる洪水等の災害被害と、生態系に係る被害の防止を図るため、現在の分布河川からの拡散を最小限とし、区域内においては管理可能な状況の維持を防除の目標とする。

８ 特定外来生物の防除の内容

（１）調査と普及啓発

防除の実施と並行して、生育状況の調査を可能な限り行い、効果的な防除に取り組む。また、普及啓発用資料の作成や、必要に応じて現地研修会を実施する。

（２）防除と防除した個体の処分

防除を行う区域内に生育している当該個体について、引き抜き等による駆除を実施する。なお、防除の対象となる生物以外の希少種等の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるように配慮する。

ア　引き抜き処理（侵入初期段階と判断される場合）

・引き抜き時に可能な限り根や茎が残らないようにする。

・河川で本種の浮島が形成された場合は、引き抜き作業が拡散を助長することがあるため、引き抜き処理時にはネット等の拡散防止策を講じる。

・完全に取り除くことは困難であることから、処理後は次項のモニタリングを実施する。

・引き抜いた植物体は再生能力が高いため、飛散防止対策を講じた上で、焼却処分等を行い適切に処分する。

イ　刈草処理（除草により発生した本種を、工事範囲から搬出して処理する場合）

・運搬の際には可能な限り逸出防止に努める。

・工事範囲に出入りする人員および重機等に根や茎が付着し、工事区域外へ拡散しないように努力する。

・除草した植物体の仮置き場からも再生可能なため、仮置き期間は最小限とする。

・根や節を含む茎は再生能力が高いため、飛散防止対策を講じた上で、焼却処分等を行い適切に処分する。

ウ　表土処理（本種の根や茎を含む表土を工事範囲から搬出して処理する場合）

・運搬の際には、可能な限り逸出防止に努める

・工事範囲に出入りする人員および重機等に茎や根が付着し、工事区域外へ拡散しないように努力する。

・流域内の工事範囲での土砂流用に努めるなど、可能な限り運搬距離が短くなるように努める。

・土中に残った根や茎等は再生する可能性が高いことから、必要に応じて下記モニタリングを行う。

（3）モニタリング

必要に応じて生育状況及び被害状況をモニタリングし、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように取り組む。

（4）地域住民への周知

防除を実施する際には、事前に地域住民等への周知を図る。

（5）関係法令の遵守

防除の実施にあたっては、関係法令を遵守する。

9 従事者

（1）台帳は別紙１のとおり作成し、これを従事者に変更があった場合遅滞なく更新する。

（2）従事者が防除実施計画書の内容を把握、遵守するために、実施前に本防除実施計画書に記載の内容について講習を行う。

別紙１

従事者台帳

番号	登録年月日	従事者氏名	メールアドレス 又は電話番号